保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案 新旧対照表

○地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号) 附則第三条関係)

傍線部分は改正部分)

改 正 案	
別表第 一 第 一号法定受託事務 第 二条関係)	別表第 一 第 一号法定受託事務 第二条関係)
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げ	備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げ
る法律における用語の意義及び字句の意味によるものとす	る法律における用語の意義及び字句の意味によるものとす
<i>v</i> ⊙°	<i>1</i> %°
投 ಈ 凝	投
200 200 200 200 200 200 200 200 200 200	庭刊] 庭刊]
保育等従業者の人材確保(第三条第二項、第四条第二項及び第	整 概
のための処遇の改善等に 十三条第一項の規定により都道府	
関する特別措置法 平成三 県が処理することとされている事	
十年 ()	

○地方財政法 昭和二十三年法律第百九号) 附則第四条関係)

傍線部分は改正部分)

改 正 案	职
圏がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ	圏がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなけれ
ばならない事務に要する経費)	ばならない事務に要する経費)
第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事	第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事
務であって、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう	務であって、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のう
ち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を	ち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を
負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費	負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費
の全部又は一部を負担する。	の全部又は一部を負担する。
1~111十11	~ 十
三十三 子どものための教育・保育給付に要する経費 地方公共	川十川 庭刊]
団体の設置する教育 ・保育施設に係るものを除く。)	
三十三の二(保育等従業者処遇改善助成金の支給に要する経費)	整 器]
川十回 鑑]	川十宮 庭刊]

○社会保険労務士法 昭和四十三年法律第八十九号) 附則第五条関係)

傍線部分は改正部分)

改 正 案	
別表第 一 第 二条関係)	別表第 一 第 二条関係)
~1 十6 十	~ 十6 十
ニキのニナニ 次世代育成支援対策推進法 巫成十五年法律第百	庭刊]
1 十中)	
二十の二十二の二 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善	整 器]
等に関する特別措置法 平成三十年法律第 号)	
11十611十111~111十111	11十611十川~川十川